

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【06】市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

01. 市外・県外に出た被災者の実態把握は難しかった。

【教訓情報詳述】

01) 当初県外には、約12万人が流出したと推計されたが、その実態把握は難しかった。

【参考文献】

【参考】主要被災地人口を126万人として、被災後の人口は108万人である。18万人の人口減の内訳は県内周辺地域への流出が6万人、県外への流出が12万人程度と考えられている[北村純「第3章 住宅供給の制度的編制と震災復興過程」『阪神・淡路大震災からの住宅復興』(財)東京市政調査会(1997/3),p.63-64]

>

【参考】[神戸新聞朝刊『復興へ、第12部(1)人数、実態すら不明』(1996/9/16),p.-]では、兵庫県生活復興局の「県外のどこにどれだけ被災者がいるかをつかむのは、実質的に無理。調査方法も思いつかない」という言葉を紹介している。

>

【引用】(被害判定等について)

今回の震災のように被害規模が極めて大きい場合には、被災者が各地へ離散して所在がつかみ難いこと、膨大な被災者を対象に短期間で調査を行うことが困難であること、被災した自治体は人道的立場から災害発生直後より人命救助や災害救助を最優先にしたこと、詳細な調査を行う人的余裕がないこと等が明らかになった。

被災者が県内外に広く分散することなどを考えると、被災者情報の集約は困難であり、被災者調査や被災者への支援、あるいは支援策の対象要件や被災者が受けた支援の履歴などの確認やその証明行為などは、被災市町等が単独に行えるものではない。

【『住まい復興の記録 - ひょうご住宅復興3ヶ年計画の足跡 - 』兵庫県まちづくり部(2000/3),p.57]

>

【引用】県としても、一人でも多くの県外居住被災者に情報を届け支援につなげるため、全国約三千二百の自治体に、フリーダイヤルの設置を主とした「兵庫県から避難された方へ」と題する記事の広報紙への掲載依頼を重ねた。これに応じて、二百七十一自治体が延べ二百九十一回にわたって呼びかけを行った。【『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.149]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【06】市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

01. 市外・県外に出た被災者の実態把握は難しかった。

【教訓情報詳述】

02) 県外や市外に出た被災者の実態調査も当初少なかった。

【参考文献】

【引用】西宮市は昨年(95年)七月、市外に出た避難者にアンケート調査している。回答は五百十八人で、うち県外は三百五十六人。自治体の実態調査としては唯一といえるものだ。【神戸新聞朝刊『復興へ 第12部(1)人数、実態すら不明』(1996/9/16),p.-]

>

【参考】西宮市からの転出者調査については[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災ー西宮の記録ー』西宮市(1996/11),p.364-365]に詳しい。

>

【引用】(柴生進・川西市長のインタビュー発言)

市外に避難されている市民の家庭に、部長級の幹部職員を訪問させまして、生活状態、川西市へいつか戻ってきたいという思いがあるかどうか、その市では避難者に対してどういう対策を講じてきているかなどを情報収集したりしまして、手厚いケアを心がけました。これは被害が少なかった川西市だからこそできたのであって、神戸市さんや芦屋市さんなど被害の甚大な所では大変だったのではと思います。

【『阪神・淡路大震災復興誌』[第8巻]2002年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2004/3),p.100]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建
[06] 市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

01. 市外・県外に出た被災者の実態把握は難しかった。

【教訓情報詳述】

03) 96年末に兵庫県が住民基本台帳を基に調査した結果では、55,000人以上が県外に出たままとされた。

【参考文献】

[引用] 住民基本台帳を元にした調査では、55,000人以上 [震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第2巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.56]

>

[引用] 平成7年の国勢調査による神戸市の人口と、平成6年の推計人口(いずれも10月1日現在)とを比較すれば約9万5千人の減少となっている。ただし、人口動態の自然減が約2千5百人あったこと、及び、震災前10年間の人口動態を平均すれば、毎年5万5千人を超える人々が市外へ転出していたことを考慮すれば、実際に震災に伴う市外・県外避難者の数は、4万人程度であったのではないかと推測することもできる。 [『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 -』神戸市生活再建本部(2000/3),p.77]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

02. 市外・県外被災者に対しては、自治体からの広報誌が送られているが、登録者に限られた。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県や各自治体は、被災者からの要請があった場合、広報誌などを送付している。

【参考文献】

[引用] 神戸市五千七百部、芦屋市五百部など自治体が被災者の求めに応じて郵送している広報紙から、数の一端がうかがえるにすぎない。

[神戸新聞朝刊『復興へ 第12部(1)人数、実態すら不明』(1996/9/16),p.-]

>

[引用] (豊中市)忙しい業務の中で、広報課では市外転居者にも広報誌やチラシをわざわざ郵送するというキメの細かい作業も実施したのである。 [『“報道されなかった災害対策”』自治労豊中市労働組合連合会政策委員会(1996/1),p.28]

>

[引用] (芦屋市・広報誌)市外の避難者には郵送サービスを実施し情報の提供に務めた。また、平成10年4月からホームページを開設したことにより、市外の避難者に対しての新たな情報提供が可能となった。

[『復興へのあゆみ / 阪神・淡路大震災芦屋市の記録II 1996.4-2000.3』芦屋市(2001/3),p.139]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

02. 市外・県外被災者に対しては、自治体からの広報誌が送られているが、登録者に限られた。

【教訓情報詳述】

02) 住民登録を移した人を行政は把握しておらず、郵便局には転出者リストがあるが、法の規制があってもうまく利用できていないとの指摘もある。

【参考文献】

[引用] 住民登録を移した人を行政は把握していない。転出者のリストを持っているのは郵便局だけであるが、これは法の規制があってもうまく利用できない。 [中井久夫 他『昨日のごとく 災厄の年の記録』みすず書

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【06】市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

02. 市外・県外被災者に対しては、自治体からの広報誌が送られているが、登録者に限られた。

【教訓情報詳述】

03) 兵庫県が県外避難者向けに発行してきた情報誌は、2005年3月に終了した。

【参考文献】

【引用】 県が県外被災者向けに発行してきた情報紙「ひょうご便り」が2005年3月発行の49号で終了した。創刊から8年、ピーク時には全国約1万世帯に送っていたが、現在は10分の1程度。情報が住宅関連に絞られてきたため、4月から兼営住宅の入居申し込み案内書の発送に切り替える。[『阪神・淡路大震災復興誌』[第10巻]2004年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2006/3),p.100-101]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【06】市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

03. 市外・県外被災者からは、対応や制度利用上の不満の声があがった。自治体の住民対応は属地主義で行われることが原則であり、対応が難しい面もあった。

【教訓情報詳述】

01) 当初、緊急避難的に県外に出た人達には見捨てられているという孤立感が強く精神的な支えが必要との指摘がある。

【参考文献】

【参考】 当初、緊急避難的に県外に出た人達には見捨てられているという孤立感が強く精神的な支えが必要との指摘がある。[NHK神戸放送局編『神戸・心の復興』NHK出版(1999/1),p.178-179]

>

【引用】 全国各地に避難した被災者を四人の記者が訪ねた。その数も実態もはっきりしない、行政もつかんでいない、どんな暮らしをしているのかという疑問が出発点だった。緊急避難的に県外に出た後、戻りたいと願いながら、そのままとどまっている人が少なかった。行政の支援は手薄で、孤立感は強かった。取材した西海恵都子、松岡健、小林由佳、三沢一孔記者が、取材メモをもとに、今後の支援の方向などを話し合った。

小林 岡山県山陽団地の人たちと会い、見捨てられているという孤立感の強さに驚いた。被災地に戻る世帯もあるが、高齢者ら、いわゆる弱者が多く残っている。その現状は仮設と同じ。「仮設でいいから戻りたい」という言葉に現実の厳しさを感じた。

松岡 千葉の女性から送られてきたはがきには「存在を忘れられているのではないかと思っていました」とあり、感謝の言葉がつづられていた。せめて市町から「今、どうしていますか」というはがきが一枚でもあれば、と思う。

西海 新潟で話を聞いた女性は「こんなに思いきり関西弁を話したのは久しぶり」と涙を浮かべた。慣れた土地を離れて暮らす精神的なつらさは、想像以上だった。

[神戸新聞朝刊『復興へ 第12部(13)実態把握を早く』(1996/10/1),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【06】市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

03. 市外・県外被災者からは、対応や制度利用上の不満の声があがった。自治体の住民対応は属地主義で行われることが原則であり、対応が難しい面もあった。

【教訓情報詳述】

02) 各種支援制度が利用できないことや、支援策の情報不足などが問題となった。

【参考文献】

[引用]「私は命からがら神戸から逃げてきたんです。仮設住宅は当たらんかった。仕方なくここへ住んでる。そやのに、復興住宅でも仮設が優先なんて、何かやりきれんのです。県外に出たら、何でも自力でやれって言うんですか」

[神戸新聞朝刊『復興へ 第12部(1)人数、実態すら不明』(1996/9/16),p.-]

>

[参考] [神戸新聞朝刊『復興へ 第12部(13)実態把握を早く』(1996/10/1),p.-]は、全国各地に避難した被災者を取材した記者による話し合いが紹介されている。

>

[引用] 兵庫県が七月に発表した民間賃貸住宅の家賃補助制度は、一九九八年三月まで最高三万円、その後九九九年三月まで二万円、二〇〇〇年三月まで一万円を補助する。十月から受け付けが始まる予定だが、対象は県内の住宅に限られている。

...(中略)...

県の担当者はこう説明した。「制度は市町と被災者、家主が三者契約を結び、市町から家主に補助する仕組み。県外でやろうとすれば、全国約三千二百もの自治体にお願ひしなければならない。実務的に不可能です」。そして付け加えた。「県内に戻って来てもらえば、対象になる」

[神戸新聞朝刊『復興へ 第12部(7)差別生む府県境』(1996/9/23),p.-]

>

[引用] 阪神・淡路復興基金に被災事業者向け融資に利子補給があると聞いたのは昨年春。店を決め、融資を受けるため訪れた徳山の国民金融公庫窓口でだった。内装費八百万円の災害貸し付けを受け、利子補給を申し込んだ。公庫融資に関係するだけに、県外がだめとは考えてもいなかった。

「それが約九カ月もたった今年一月、県から『対象は県内に事業所を有する人だけ』と連絡がきたんです。一年間の元金支払い猶予を受け、利子分の支払いを続けていた。問い合わせも一切なかった。月々五万円と思っていた返済は八-九万円になる。壊れた神戸の店の改装費の支払いも残っている。

融資窓口の県生活衛生課は「基金は県内産業の復興、育成に資金を使うのが第一。県外の人には遠慮してもらっている」と話すが、山下さんには、「なぜ」という疑問がとけない。

...(中略)...

同様の制度に、県と神戸市が行った緊急災害復旧資金の利子補給がある。この場合は「貸し付け自体が県内の事業所で利用するもの」(県金融課)と、利子補給が県内だけになった。この制度に準じて県がつくった政府系中小企業金融機関の利子補給も県外被災者は対象外だった。

[神戸新聞朝刊『復興へ 第12部(8)出ない利子補給』(1996/9/25),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

03. 市外・県外被災者からは、対応や制度利用上の不満の声があがった。自治体の住民対応は属地主義で行われることが原則であり、対応が難しい面もあった。

【教訓情報詳述】

03) 被災自治体では、条例改正等により県外避難者が各種支援制度を利用できるよう改善していった。

【参考文献】

[引用] 平成9年9月1日～16日、全壊又は半壊の罹災証明があり、県外の民間賃貸住宅等に一時的に避難し、住宅に困窮している被災者(現に住宅を失っていることが証明できる者)を対象として、災害復興公営住宅(募集戸数5団地、234戸)への入居募集を行った。

県外避難者に対する周知にあたっては、8月22日発行の「ひょうご便り」等で広報するとともに、各都道府県住宅管理主務課及び被災市町を通じて広報した。

115件の応募があり、川西清和台東高層の1タイプ及び川西下加茂高層の2タイプで募集戸数を超えたため抽選を実施し、103件の当選者(無抽選当選者を含む。)となった。

[『阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録』兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部、住まい復興局住まい復興推進課(2000/3),p.51]

>

[参考] 住民票を移した県外避難者が、被災地の公営住宅に申し込めない問題に対して、兵庫県は条例改正し、一般枠で応募できるようにした経緯が[『阪神・淡路大震災復興誌[第4巻]1998年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2000/3),p.142]に書かれている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

[教訓情報]

04. 県外避難者のうち、被災地への帰還を希望する人に対する支援は、2年目になって始められた。

[教訓情報詳述]

01) 兵庫県は、「県外被災者用相談フリーダイヤル」(96年12月2日設置)、96年12月19日には「ふるさとひょうごカムバック・プラン」を発表。被災者支援制度を県境を越えて拡大させた。

[参考文献]

[参考] 兵庫県は、「県外被災者用相談フリーダイヤル」(96年12月2日設置)、96年12月19日には「ふるさとひょうごカムバック・プラン」を発表。被災者支援制度を県境を越えて拡大させた。[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.56]

>

[引用] 県外に避難された方に一日も早く兵庫県に戻っていただくために、一九九六年十二月に策定したのが「ふるさとひょうごカムバックプラン」である。県外居住被災者向け情報紙「ひょうご便り」の発行と県外居住被災者専用フリーダイヤルの設置を主な柱とする支援策をとりまとめたもので、基本的には被災地居住者と同様の行政サービスの提供ができるようにしたものだ。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.148-149]

[区分]

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

[教訓情報]

04. 県外避難者のうち、被災地への帰還を希望する人に対する支援は、2年目になって始められた。

[教訓情報詳述]

02) 神戸市は、97年1月17日、市外避難者対象に「悩み事電話相談」窓口を開設した。

[参考文献]

[参考] 神戸市は、市外避難者対象に「悩み事電話相談」窓口を開設(97年1月17日)[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌(第2巻)』(財)21世紀ひょうご創造協会(1998/3),p.56]

>

[参考] 神戸市の市外・県外避難者に対する支援策の概要については[梶川龍彦「被災から恒久住宅へ」『生活復興の理論と実践』勁草書房(1999/1),p.135-136]参照。

>

[引用] 市外避難者から神戸市の各部局への電話問い合わせには、いったん電話を切って担当部局からかけなおし、長距離電話料金の負担軽減と電話のいわゆるたらい回しを防止する「コールバック運動」を開始した。…(中略)…

神戸に帰ってきていただく際に宿泊料金を割引くり帰り支援事業なども展開してきた。…(中略)…
遠隔地に避難した市外・県外避難者には情報が伝わりにくく、募集されている住宅に足を運んで現地の状況を確認することも困難なため、「県外避難者支援全国ポラネット」が主催する市外・県外避難者を対象とした募集説明会に市も参加することになった。

[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 - 』神戸市生活再建本部(2000/3),p.78]

[区分]

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

[教訓情報]

04. 県外避難者のうち、被災地への帰還を希望する人に対する支援は、2年目になって始められた。

[教訓情報詳述]

03) 県外被災者に対して、ボランティアによる支援も行われた。

【参考文献】

【参考】[神戸新聞朝刊『復興へ 第12部(11)ボランティアの力』(1996/9/29),p.-]は、広島市と周辺に住む被災者に対するボランティアによる支援の例が紹介されている。

>

【引用】(県外被災者の声)

「住民票を移してしまうと完全に神戸市から見放されそうなのです。県外にいても、同じように(支援)してほしい」

二十八日、神戸・ハーバーランドの市産業振興センターで開かれたフォーラム「帰りたい！帰れない」。震災から一年八カ月余りを経て、ようやく市外・県外被災者らの団体「りんりん」が発足した。

準備に奔走した街づくり支援協会の事務局長、中西光子さん(52)は「ボランティアが県外被災者の実態を代弁するこれまでの形では弱い。被災者の顔が見える団体を立ち上げ、被災者自身が声を出す必要がある」と強調した。

[神戸新聞朝刊『復興へ 第12部(12)スタートライン/団体結成し実態示す』(1996/9/30),p.-]

>

【引用】大阪、京都、滋賀など近畿圏では市外・県外被災者ネットワークりんりん(事務局・大阪)などの呼びかけで調査、あるいは交流の場を設けて親睦を図っている。[『阪神・淡路大震災復興誌[第4巻]1998年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2000/3),p.141]

>

【引用】市外居住者に対する広報「こうべ」の郵送は震災直後の平成7年4月に開始され、ピークは平成9年4月で15,003部を郵送している。県・市が直接行う情報提供等の他に、市外居住者の元気付けのため、行政ではできない細やかな支援を元気アップ神戸市民運動が担うことになった。…(中略)…

元気アップレターの送付

平成9年2月に実施した市外居住者アンケートの回答をもとに、元々住んでいたまちの状況を知らせ、元気づけるため、神戸市婦人団体協議会が中心となって「元気アップレター」を、1通1通に心を込めて手書きし、3月28日から5月7日まで延べ11日間で1,135名のボランティアが8,118通を送付した。

これに対し市外居住者からは、感謝の返事や電話が連日届き、交流のきっかけづくりにもなった。

各種招待券の送付

市外居住者のうち市広報紙送付希望者を対象に各種の行事の招待券を配布した。

・平成10年度、オリックス招待券3万枚を、市外居住者のうち希望者に配布。

・平成11年度、神戸らん展2000に8組招待。

[『元気アップ神戸市民運動の記録 - 震災復興における市民運動の果たした役割/平成8年度～平成11年度 - 』元気アップ神戸市民運動推進協議会(2000/6),p.5]

>

【参考】県外避難者らでつくる全国各地のグループで、震災5年を機に、活動に区切りをつける動きが広がっていると、各グループの動向が紹介されている。[『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.90]

>

【引用】その後、「りんりん」は広域避難者自身の自主的な活動団体として改めてスタートするとともに、新たに県外避難者を支援する全国のボランティア団体のネットワークとして「県外避難者支援全国ボラネット」が設立された。こうして、この2つの団体が、いわば車の両輪として、全国の広域避難者に対する支援と情報発信活動を行うことになった。

[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 - 』神戸市生活再建本部(2000/3),p.78]

>

【参考】生活復興県民ネットによる県外・市外避難者への支援活動の概要が、[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.266]にある。

>

【引用】フォーラム等を兵庫県で開催するだけでなく、こちらから県外に出向いて被災者同士の仲間づくりや自主的なネットワークのきっかけづくりを支援しようと、県民ネット参加団体により編成されたのが、「ふるさとひょうごキャラバン隊」である。[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.151]

>

【引用】県外被災者支援の中核となった団体として、「市外・県外避難者支援全国ボランティアネットワークりんりん」(大阪市西区)の存在は特筆に値する。

仮設住宅の入居、各種支援金や融資金の受給などに関して、情報不足に不安を募らせていた県外被災者が、自分たちが置かれた現状や悩みを語り、情報交換を行う場が、1996年9月はじめて設けられた。この会合を呼びかけたのが「りんりん」であった。…(中略)…

県外被災者に対して行政はいくつかの支援施策を講じた。しかし、その効果、および、実施のタイミングについては、問題点、反省点を指摘する声も当初から多かった。たとえば、上記の「りんりん」が、1996年11月に発行した会報誌は、「兵庫県への要望(案)」として、県外避難の早急な実状調査、避難先の違いによる不公平な施策の是正、兵庫県に戻るための支援、事情があつてすぐ戻れない人への支援、復興基金に県外避難者支援の項目を、の5点を訴えている。

[矢守克也「復興推進 - 施策推進上の共通課題への対応」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(2/9) (第2編 総括検証)』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.291-293]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

04. 県外避難者のうち、被災地への帰還を希望する人に対する支援は、2年目になって始められた。

【教訓情報詳述】

04) 兵庫県は、98年には「ふるさとひょうごカムバックプラン2」を策定し、県内復帰希望者の登録制度なども開始した。

【参考文献】

[引用] 県は、平成8年12月に策定した「ふるさとひょうごカムバックプラン」に基づき、県外被災者に対して、様々な支援を行ってきた。

応急仮設住宅入居世帯の住宅確保について概ね見通しがたってきたことから、平成10年10月20日～11月6日の公営住宅の募集にあたっては、従来の応急仮設住宅入居世帯枠を被災者枠に変更して実施した。

この際、「ふるさとひょうごカムバックプラン2」を策定し、兵庫県に戻る意向を持つ県外居住被災者の登録制度を、平成10年11月から実施した。

「ふるさとひょうごカムバックプラン2」による登録者のうち、公営住宅への入居を希望する被災者に対して、平成11年2月5日～19日、4月26日～5月14日、10月22日～11月10日の募集時に、募集に係る入居申込案内書を送付した。

なお、平成11年3月3日、阪神・淡路大震災に係る入居者の資格の特例について、「兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例」(昭和35年県条例第23号)が一部改正され、一部損壊の又は解体証明書を持っていない県外居住者については、一般枠での応募が可能となった。

[『阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録』兵庫県阪神・淡路大震災復興本部総括部、住まい復興局 住まい復興推進課(2000/3),p.77-80]

>

[引用] (西宮市)

市外の仮設住宅へ入居されている方も、定期的に保健事業課の保健婦と共に、西宮市の情報提供を行いながら生活状況・健康状況等を調査し、見守りの必要な人については、所在地の保健婦に見回りの依頼を行った。[西尾健・福田茂宣「阪神大震災直後の対応」『阪神・淡路大震災 - 震災復興6年の総括』西宮市(2001/4),p.69]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

04. 県外避難者のうち、被災地への帰還を希望する人に対する支援は、2年目になって始められた。

【教訓情報詳述】

05) 被災地のまちづくりに、市外・県外等広域に避難した被災者が一日も早く戻れる仕組みが必要だという指摘がある。

【参考文献】

[参考] [松原一郎「住まい復興のあり方 - 社会福祉の視点から - 」『阪神・淡路大震災復興誌[第5巻]1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.38]では、他都市等に避難した被災者が一日も早く地元に戻り、住宅を再建できるようにする仕組みが、被災地のまちづくりに重要である。特に、個人に密接に関わる各支援制度の定常化と、複合・重層的に利用できるような以下のような制度の連動が必要であるとしている。

(1) イベント開催・ホームステイ等により地元へ立ち寄り、一時滞在してもらうコムステイ(住民帰郷)システムをまちづくり協議会・NPO等と行政の協働で行う制度

(2) 住宅共同化への支援制度として、保留床の受皿住宅使用を前提とした従前居住者再建建築の制度化

(3) 狭小型協調(小規模共同化)住宅補助制度

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

04. 県外避難者のうち、被災地への帰還を希望する人に対する支援は、2年目になって始められた。

【教訓情報詳述】

06) 兵庫県は2005年に県営住宅の県外被災者の優先枠を拡大する対策を講じている。

【参考文献】

兵庫県は二十五日、県営住宅の募集で設けている県外被災者の優先枠について、市街地に限定し募集戸数を拡大する、と発表した。優先枠は二〇〇三年度に設けられたが、郊外の住宅には応募がないなどのミスマッチで、当選者は希望者の二割にとどまっていた。県は今回の拡大措置で、〇五年度中に「当選しやすくに戻りたい」と希望しながら戻れない県外被災者の解消を目指す。[神戸新聞記事「県営住宅募集 県外被災者優先枠を拡大」(2005/3/26),p.-]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

05. 県外の被災者へのアンケートでは、適当な住宅がなく戻れない人も多かった。一方、児童の就学上の問題等から戻りにくい人、住む場所は必ずしも元の所でなくても良いという人もいた。

【教訓情報詳述】

01) 兵庫県が県外居住者へ送付している「ひょうご便り」のアンケートでは、「県内に戻りたいが戻れない理由」の内、賃貸住宅に関する理由が5割を占めた。

【参考文献】

[参考] 兵庫県の県外居住者へのアンケート(96年12月)では、「県内に戻りたいが戻れない理由」の内、賃貸住宅に関する理由が52.9%[大海一雄「被災地の民間住宅再建」『都市政策 no.88』(財)神戸都市問題研究所(1997/7),p.9]

>

[参考] 兵庫県が97年4月18日に発表した県外居住者へのアンケート結果

- ・県内に戻るつもり 40.2%
- ・戻りたいが戻れない 38.7%
- ・わからない 11.5%
- ・現在の場所で暮らす 9.6%

[神戸新聞朝刊「戻りたいが戻れない4割」(1997/4/19),p.-]

>

[参考] 兵庫県が98年3月に実施した県外居住者へのアンケート結果

- ・県内に戻る意志ある 41.4%
- ・わからない 42.1%
- ・県外に住む 14.5%

[神戸新聞朝刊「県外居住被災者の意識調査まとめ」(1998/6/13),p.-]

>

[参考] 同様のアンケート結果は[北村純「第3章 住宅供給の制度的編制と震災復興過程」『阪神・淡路大震災からの住宅復興』(財)東京市政調査会(1997/3),p.63-64]にも紹介されている

>

[参考] 神戸新聞社が、阪神・淡路大震災から3年を前に行った調査

- ・戻る希望については、「戻りたい」20.4%、「できれば戻りたい」44.8%、「あまり戻りたくない」3.2%、「戻りたくない」7.6%
- ・持ち家再建については、「断念した」51.9%、「めどたたず」17.9%

[神戸新聞朝刊「県外被災者アンケート」(1997/12/17),p.-]

>

[引用] 県は(99年)12月14日、「ふるさとカムバックプランII」に基づき、登録制度を実施した結果、「県に戻りたい」と希望する県外避難者は(99年)11月現在で894世帯となった、と発表した。大半の人が戻るために必要な情報として「住宅」を挙げた。[『阪神・淡路大震災復興誌』(第5巻)1999年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.89]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[06] 市外・県外被災者への対応

【教訓情報】

05. 県外の被災者へのアンケートでは、適当な住宅がなく戻れない人も多かった。一方、児童の就学上の問題等から戻りにくい人、住む場所は必ずしも元の所でなくても良いという人もいた。

【教訓情報詳述】

02) 神戸市については、市外居住者の11%が「住む場所は神戸でなくてもよい」とのアンケート結果があり、芦屋市でも、市外で住宅を計画している人が39%にのぼった。

【参考文献】

[参考] 神戸市については、市外居住者の11%が「住む場所は神戸でなくてもよい」とのアンケート結果がある。[大海一雄「被災地の民間住宅再建」『都市政策 no.88』(財)神戸都市問題研究所(1997/7),p.9]

>

[参考] 芦屋でのアンケート[神戸新聞朝刊『芦屋の震災市外転出者』(1997/5/13),p.-]より
97年3月に芦屋市が行った調査。市外転出3381世帯を対象に調査。

- ・市外に居住している人の内、そのまま市外で住宅計画をたてる(39%)
- ・市外に居住している人の内、いずれ市内に戻る計画がある(55%)
その時期を「来年中」としたのは19%